

◎税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
- 均等割
 - 市町村民税 円 道府県民税 円
 - 所得割(総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)

◎税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
- 均等割
 - 市町村民税 円 道府県民税 円
 - 所得割(総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)

◎税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
- 均等割
 - 市町村民税 円 道府県民税 円
 - 所得割(総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)

社会保険料控除等	支払金額			
	支払金額	控除額		
生命	新12,000円以下	全額		
	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円		
	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円		
	56,000円超	28,000円		
	保15,000円以下	全額		
保険	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円		
	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円		
	70,000円超	35,000円		
	料	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれの上記により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)	2,6万円	
		障害者控除(特別障害者の場合)	3,0万円	
(同居特別障害者の場合)		5,3万円		
寡妻(寡夫)控除(特別寡妻の場合)		3,0万円		
勤労学生控除		2,6万円		
地	支払金額	控除額		
	保地保料	50,000円以下	支払金額の1/2	
	農地保料	50,000円超	25,000円	
	除	田租	5,000円以下	全額
		田賦	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
地租		15,000円超	10,000円	
除		地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

配偶者控除	一般老人	3,3万円
	所得金額	控除額
	38万円超45万円未満	3,3万円
	45万円以上50万円未満	3,1万円
	50万円以上55万円未満	2,6万円
特別控除	55万円以上60万円未満	2,1万円
	60万円以上65万円未満	1,6万円
	65万円以上70万円未満	1,1万円
	70万円以上75万円未満	6,7万円
	75万円以上76万円未満	3,7万円
76万円以上	0円	
扶養控除	障害者控除(特別障害者の場合)	2,6万円
	(同居特別障害者の場合)	3,0万円
	寡妻(寡夫)控除(特別寡妻の場合)	5,3万円
	勤労学生控除	2,6万円
	扶養控除	3,3万円
基礎控除	一般老人	3,8万円
	特定	4,5万円
	同居老親等	4,5万円
	基礎控除	3,3万円

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額が②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
	普通 1万円		老人 1,0万円
障害者控除	特別 1,0万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
	同居特別 2,2万円		40万円以上45万円未満 3万円
寡婦控除	一般 1万円	扶養控除	特定 1,8万円
	特別 5万円		老人 1,0万円
寡夫控除	1万円	同居老親等	1,3万円
勤労学生控除	1万円		

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額が②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
	普通 1万円		老人 1,0万円
障害者控除	特別 1,0万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
	同居特別 2,2万円		40万円以上45万円未満 3万円
寡婦控除	一般 1万円	扶養控除	特定 1,8万円
	特別 5万円		老人 1,0万円
寡夫控除	1万円	同居老親等	1,3万円
勤労学生控除	1万円		

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額が②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
	普通 1万円		老人 1,0万円
障害者控除	特別 1,0万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
	同居特別 2,2万円		40万円以上45万円未満 3万円
寡婦控除	一般 1万円	扶養控除	特定 1,8万円
	特別 5万円		老人 1,0万円
寡夫控除	1万円	同居老親等	1,3万円
勤労学生控除	1万円		

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	
	1,000万円以下	1,000万円超
利益の配当等	市町村民税	道府県民税
	1.6%	1.2%
外貨証券以外の証券投資信託	市町村民税	道府県民税
	0.8%	0.6%
外貨証券等証券投資信託	市町村民税	道府県民税
	0.4%	0.3%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等適用前金額) ※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5
◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)			
区分	市町村民税	道府県民税	
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5	

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	
	1,000万円以下	1,000万円超
利益の配当等	市町村民税	道府県民税
	1.6%	1.2%
外貨証券以外の証券投資信託	市町村民税	道府県民税
	0.8%	0.6%
外貨証券等証券投資信託	市町村民税	道府県民税
	0.4%	0.3%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等適用前金額) ※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5
◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)			
区分	市町村民税	道府県民税	
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5	

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	
	1,000万円以下	1,000万円超
利益の配当等	市町村民税	道府県民税
	1.6%	1.2%
外貨証券以外の証券投資信託	市町村民税	道府県民税
	0.8%	0.6%
外貨証券等証券投資信託	市町村民税	道府県民税
	0.4%	0.3%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等適用前金額) ※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5
◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)			
区分	市町村民税	道府県民税	
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5	

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2万円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
2 住居地の道府県民共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2万円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて再算した道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除調整額を控除した金額	割合	
0円以上195万円以下	85%	
195万円超330万円以下	80%	
330万円超695万円以下	70%	
695万円超900万円以下	67%	
900万円超1,800万円以下	57%	
1,800万円超	50%	
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2万円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居地の道府県民共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2万円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて再算した道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除調整額を控除した金額	割合	
0円以上195万円以下	85%	
195万円超330万円以下	80%	
330万円超695万円以下	70%	
695万円超900万円以下	67%	
900万円超1,800万円以下	57%	
1,800万円超	50%	
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2万円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居地の道府県民共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2万円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて再算した道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除調整額を控除した金額	割合	
0円以上195万円以下	85%	
195万円超330万円以下	80%	
330万円超695万円以下	70%	
695万円超900万円以下	67%	
900万円超1,800万円以下	57%	
1,800万円超	50%	
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 2 受給者番号は、給支支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
 - 3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
 - 4 差引納付権は、特別徴収税額⑧から既納付額①を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
 - 5 変更前税額⑫欄は、税額を変更する前の既に通じた額を記載すること。